

仙台市農業委員会第18回総会議事録

I. 開催日時 令和元年11月29日(金曜日)午後2時56分から午後4時44分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ		14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (1人) 13 番 品川 忠夫

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第3号議案 長町区域農地利用最適化推進委員の委嘱について
5. 報告
 - (1) 農地改良工事(現状変更)届出
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第3条の3の規定(相続)による届出
 - (5) 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知
 - (6) 農地法第3条第1項の規定による許可の取消に関する件
 - (7) 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (8) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
 - (9) 農地全域現地調査会の実施について
 - (10) 遊休農地にかかる非農地判断の確認状況等について
 - (11) 農地利用意向調査の実施について
 - (12) 農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和2年4月設定分)
 - (13) 令和元年度仙台市農業委員会視察研修会参加者アンケート結果
 - (14) 令和元年度農地利用最適化推進委員研修会実施について
6. その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項
 - ①農業委員等の綱紀肅正について
 - ②秋の農地パトロールについて
 - ③ほ場に堆積した稲わらの処分への支援について
 - ④「令和元年度農地等の利用の最適化に関する意見」に係る回答について

VI. 農地利用最適化推進委員

阿部 弘昭 高橋 勝好

VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 能夫	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菅原 喜美男
農地係嘱託	庄子 尚		

VIII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 2 時 56 分)
司会：主幹兼振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 18 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、議席番号 13 番品川忠夫委員から、欠席の届けがありました。19 人中 18 人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、5 番大里重市委員、6 番加藤和江委員を指名いたします。	

議長	<p>議事に入ります。 (午後 3 時 00 分)</p> <p>第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。</p> <p>それでは、調査委員会の報告を 18 番嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。</p>
嶺岸若夫委員 (第二調査委員会 委員長)	<p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。</p> <p>調査委員会を、11 月 22 日に実施いたしました。調査は、8 番菅野則義委員、12 番佐藤とみ委員、14 番鈴木通委員、16 番高橋勝彦委員の 4 名で調査を行いました。</p> <p>今回の申請は、売買による規模拡大が 2 件、売買による代替地取得が 2 件、贈与による農業承継が 7 件、贈与による新規就農が 1 件の合計 12 件です。</p> <p>番号 1 番から 3 番までを、16 番高橋勝彦委員から、番号 4 番から 6 番までを、14 番鈴木通委員から、番号 7 番から 10 番までを、8 番菅野則義委員から、番号 11 番と 12 番を、12 番佐藤とみ委員から報告します。</p>
高橋勝彦委員 (16 番)	<p>それでは、番号 1 番から 3 番までを私から報告します。</p> <p>番号 1 番は、売買による規模拡大です。譲受人は、現在トラクター 1 台、耕うん機 1 台を所有し、家族 2 人で 62 アールの農地を耕作しており、今回の申請地に隣接している農地も所有し耕作しています。11 月 20 日に菅野則義農業委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p> <p>番号 2 番と 3 番は関連していますので、一括して報告します。譲渡人から妻と子へ 2 筆ずつ贈与し、農業承継を図るものです。譲受人は、現在トラクター 2 台、耕うん機 2 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で 90 アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、11 月 20 日に高橋勝好農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。</p>
鈴木通委員 (14 番)	<p>番号 4 番から 6 番までを私から報告します。</p> <p>番号 4 番と 5 番は関連していますので、一括して報告します。</p> <p>譲受人の所有農地の一部が区画整理事業により近い将来に耕作ができなくなる見込みとなり、売買にて代替地取得を図るものです。譲受人は、現在、耕うん機 2 台を所有し、田植と稲刈りは作業委託にて、家族 3 人で 75 アールの農地を耕作しています。11 月 19 日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第 3 条第 2 項の各号につ</p>

いては、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は贈与により農業承継を図るものです。譲渡人は夫婦で持分2分の1ずつの共有で、これを持分4分の1ずつ長男夫婦に贈与し、贈与後は4名で持分4分の1ずつの共有となります。譲受人は、現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で、394アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、11月20日に横田清孝農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

菅野則義委員
(8番)

番号7番から10番までを私から報告します。

番号7番は、売買による規模拡大です。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で76アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。11月20日に熊谷幸夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり、抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号8番、9番、10番は関連していますので、一括して報告します。所有者から長男とその妻への贈与により農業承継を図るものです。共有割合の違いなどで3件に分かれて申請となるものです。譲受人は、現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で368アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお、11月20日、21日に遠藤正順、大友哲、菊地守農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第3条第2項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員
(12番)

番号11番と12番を私から報告します。

番号11番は贈与による新規就農です。新規就農かつ市外在住により聞き取り調査を行いました。所有者が平成30年に死亡し、遺産分割協議により妻が相続しました。しかしながら営農の継続が難しく、以前から申請地にて農作業の手伝いをしていた被相続人の実弟が贈与により農業を承継するものです。譲受人は、トラクター1台と耕うん機2台を所有し、家族2人で59アールの農地を畑作主体で耕作する計画です。11月20日に太田勝農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたし

ました。

番号 12 番は贈与により農業承継を図るものです。所有者から子への贈与です。申請地は今年の 4 月に市の境界変更により名取市から仙台市へ編入した農地です。譲渡人の所有農地のうち所在が仙台市のものは、この 1 筆のみとなります。譲受人は、現在トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で 120 アールの農地を稲作主体で耕作しています。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。なお 11 月 20 日に太田功治農地利用最適化推進委員が、周辺農地の利用状況等の現地確認をしており、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断については、別添調査確認表のとおり各号に抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

以上、12 件、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

第 1 号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第 1 号議案について、許可す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許
可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後 3 時 13 分)

議 長

続きまして、第 2 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の
件について、を上程いたします。

調査委員会の結果を嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、9 番郷古雅春委員、10 番
佐藤千治委員と私の 3 名で行いました。

今回の申請は、駐車場に転用するものが 4 件、資材置場に転用するものが 3 件、
土砂置場に転用するものが 1 件、太陽光発電パネル設置に転用するものが 2 件、
通路に転用するものが 1 件、資材置場に一時転用するものが 2 件の合計 13 件です。

番号 1 番から 4 番を、10 番佐藤千治委員から、番号 5 番・6 番・7 番・10 番を
9 番郷古雅春委員から、番号 8 番・9 番・11 番・12 番・13 番を、私から報告しま
す。

佐藤千治委員

それでは、番号 1 番から 4 番までを私から報告します。

(10 番)

番号1番は、運送業者が駐車場に利用するもので、期間5年の賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあるところで、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。集落に接続しており、既存施設の拡張であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑892㎡を転用し、駐車場普通車等14台に356㎡、通路等に536㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、許可を受けずに盛土したことに関し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号2番は、みやぎ霊園の運営事業者が資材置場等に利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外にあり、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑1,537㎡を転用し、資材置場(墓石含)に162㎡、作業場に208㎡、法面に766㎡、通路等に401㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、建設業の経営者個人が資材置場に利用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。集落に接続しており、既存施設(H25.10.16許可)の拡張であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田228㎡を転用し、資材置場に108㎡、通路等に120㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明は、預金通帳の写しが提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号4番は、機器製造販売業(土壌改良リサイクル機器等)の法人が、土砂(改良土)置場に利用するもので、売買による所有権移転です。3,000㎡を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。第3種農地に近接する区域内的の農地であることから第2種農地と判断しました。申請は、田3筆4,348㎡を転用し、土砂(改良土)置場3,948㎡、通路等に400㎡を利用する計画であり、計画面積

は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9番)

番号5番から7番までを私から報告します。

番号5番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあるところで、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。7月30日の第14回総会において農振除外の意見を求められ、11月1日付で農振農用地区域から除外となった農地です。集落に接続しており、駐車場の拡張であることから、第2種農地と判断しました。申請は、宗教法人(お寺)が、田2筆1,294㎡を転用し、駐車場普通車32台に432㎡、通路等に862㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号6番は、資材置場に一時転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。集落に接続しており、街区がある程度形成されている区域であることから、第3種農地と判断しました。申請は、建設業者が、畑344㎡を一時転用し、資材置場に134㎡、現場事務所に30㎡、駐車場普通車12台に180㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の期間は、令和2年12月末日迄の約1年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号7番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。7月30日の第14回総会において農振除外の意見を求められ、11月1日付で農振農用地区域から除外となった農地です。集落に接続しており、事業用地の拡張であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建築業者が、畑81㎡と宅地258.06㎡を含む事業面積339.06㎡を転用し、駐車場普通車4台に72㎡、資材置場60㎡、通路等

に 207.06 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金通帳の写しが提出されております。また、土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借の期間は、20 年間です。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員
(18 番)

番号 8 番と 9 番を私から報告します。

番号 8 番と 9 番は、建設業者が太陽光発電施設に利用するもので、同一事業のため、一括して報告いたします。3,000 m²を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。番号 8 番は、期間 20 年の地上権の設定によるものです。番号 9 番は、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、集落に接続していることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、田 12 筆 21,692 m²、原野(現況田)932 m² (農地合計 22,624 m²)、山林 10,725 m²と公衆用道路 791 m²を含む事業面積(実測面積) 34,148 m²を転用し、太陽光発電パネル設置 5,276 枚に 10,237 m²、保存緑地 6,854 m²、通路等に 17,057 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。6 月 6 日付で「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定を締結しており、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9 番)

番号 10 番を私から報告します。

譲渡人が農道として利用している農地を、一般個人が自宅への通路(建築基準法の接道要件)として利用するもので、持分 2 分の 1 の贈与による所有権移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。7 月 30 日の第 14 回総会において農振除外の意見を求められ、11 月 1 日付で農振農用地区域から除外となった農地です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、集落に接続していることから第 2 種農地と判断しました。申請は、田 123 m²を転用し、通路として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。現況が農道として整備された既存通路であり、贈与による所有権移転であることから事業費は発生しません。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

嶺岸若夫委員
(18 番)

番号 11 番から 13 番までを私から報告します。

番号 11 番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、

都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、宗教法人（お寺）が田1,820㎡を転用し、駐車場普通車30台に450㎡、通路等に1,370㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。傾斜地（5段の棚田）を利用するため安全面を考慮し、通路等の面積を広くしております。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号12番は、資材置場に一時転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑3,889㎡のうち1,500㎡を一時転用し、資材置場に1,050㎡、駐車場11台に200㎡、仮設事務所に25㎡、通路等に225㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画および農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。なお、許可を得ないで重機が入った時点で、地元農業委員の指導により工事を中止し、今回の申請に至ったものです。事前利用に関して始末書が提出されております。また、同日付けで申請地の一部950㎡についての農地改良工事届出も提出されております。一時転用の期間は、令和2年4月30日迄の約5ヶ月です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

番号13番は、資材置場に転用するもので、売買での所有権移転です。申請地は、市街化調整区域内の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外で、集落に接続していることから第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畑500.27㎡と宅地126.64㎡を含む事業面積合計626.91㎡を資材置場に285㎡、駐車場に67㎡、通路等に274.91㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資力証明については、預金残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し許可相当と調査いたしました。

以上、13件よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員

4番は、機器製造販売業の人が土砂置き場にするということですが、どうい

(4番)	土砂で、どのように使いますか。
郷古雅春委員 (9番)	この業者は、各種建設現場の発生土を改良して宅地造成の盛土などに再生利用している業者で、セメント系固化材であり、高分子ポリマーで土や砂を凝集し、強度、施工性を高めたものを作っています。他のヤードで改良したものをこの一時置き場にストックし、その後建設現場に搬出するものです。
大泉権吾委員 (4番)	8番と9番は、隣り合っていると思われる地番の31-2と31-3がないが、周辺農地への影響がどうなのか状況の説明をお願いします。
嶺岸若夫委員 (18番)	島状態の農地はないです。地番は飛んでいますが連担しており、西と北に川が流れています。東は田ですが、境が農道で隔離されているので他の農地への影響はないです。
佐々木均会長 (1番)	8番と9番の事業面積のうちの、農地面積の小計を入れてほしいです。
事務局	了解しました。
議 長	他に、ご意見等はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。 第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。
	(午後3時41分)
議 長	続きまして、第3号議案長町区域農地利用最適化推進委員の委嘱について、を上程いたします。 事務局から報告願います。
事務局主幹兼 振興係長	長町区域農地利用最適化推進委員の委嘱について説明します。これまでの経過ですが、長町区域農地利用最適化推進委員の欠員補充のため、10月1日から10月31日まで募集した結果、1名の推薦をいただきました。11月18日に「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会」で協議され、鈴木卓(たかし)氏を候補者とする旨の報告がありました。

長町区域農地利用最適化推進委員について、鈴木卓氏を農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、委嘱することを提案します。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長

第3号議案について、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案長町区域農地利用最適化推進委員の委嘱については、承認と決定いたします。

(午後3時43分)

議 長

続きまして、協議事項はありませんので、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1) 農地改良工事(現状変更)届出について、嶺岸若夫第二調査委員会委員長から報告願います。

嶺岸若夫委員
(第二調査委員会
委員長)

農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。

調査は、11月22日の調査委員会で行いました。届出は2件ありました。

届出1件目は、田534㎡を盛土して畑として利用するものです。隣地が資材置場として盛土したことにより、窪地になったことに加え、水路より地盤が高い位置にある小面積の田であるため、田として利用するのは効率が悪く、盛土により畑として整備し、カボチャ等を栽培する計画です。隣接する土地は宅地と資材置場であることから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、12月5日から12月29日までの約1ヶ月です。高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、11月17日に現地を確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

届出2件目は、畑3,889㎡のうち950㎡を盛土して畑としての利便性を向上させるものです。畑の一部を切土して水田としていた部分を道路と同程度の高さに盛土し自家消費用の野菜全般(トマト、ナス、キュウリ等)を栽培する計画です。隣接する農地とは水路で分断されていることから、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、12月1日から4月30日までの約5ヶ月です。なお、届出の農地の一部は、第2号議案12番で資材置場として一時転用の申請がなされているところです。中野勲農業委員が、11月18日に現地を確認しております。関係書類も整備され提出されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

議 長

農地改良工事について、報告がありました、何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(8)相続税納税猶予に係る適格者証明願に関する件までを事務局から報告願います。
なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

11月1日に農地法の改正があり、農地法第4条届出と5条届出の号が変わりました。4条届出は7号から8号へ、5条届出は6号から7号になっております。
(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページから4ページに記載のとおり、番号4050から4055まで6件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が5件、一般住宅への転用が1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、5ページから11ページに記載の通り、番号5124から5157まで34件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が21件、資材置場への転用が7件、宅地への転用が4件、宅地造成・共同住宅への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続)による届出については、12ページから16ページに記載のとおり8件の届出がありました。すべて相続による権利の取得となっております。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、17ページに記載のとおり8件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(6)農地法第3条第1項の規定による許可の取消に関する件については、18ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(7)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、19ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

続きまして、(8)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、20ページに記載のとおり1件ありました。詳細は別紙報告書のとおりです。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(8)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長	<p>質問等がないようです。</p> <p>次に(9)農地全域現地調査会の実施について、から(13)令和元年度仙台市農業委員会視察研修会参加者アンケート結果までを事務局から、(14)令和元年度農地利用最適化推進委員研修会実施について、を松原企画検討チーム長から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p> <p style="text-align: right;">(3:55)</p>
事務局 農地係長	<p>— 説明 —</p> <p>(9)農地全域現地調査会の実施について</p>
農地係長	<p>— 説明 —</p> <p>(10)遊休農地にかかる非農地判断の確認状況等について</p>
農地係	<p>— 説明 —</p> <p>(11)農地利用意向調査の実施について</p>
農地係長	<p>— 説明 —</p> <p>(12)農用地利用権設定利用調整会議（契約会）について(令和2年4月設定分)</p>
振興係	<p>— 説明 —</p> <p>(13) 令和元年度仙台市農業委員会視察研修会参加者アンケート結果</p>
松原企画検討 チーム長	<p>— 説明 —</p> <p>(14) 令和元年度農地利用最適化推進委員研修会実施について</p>
議 長	<p>(9)農地全域現地調査会の実施について、から(14)令和元年度農地利用最適化推進委員研修会実施について、ご質問等はございませんか。</p> <p>なければ、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時13分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。</p> <p>(1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料7をご覧ください。</p>
会 長	<p>(会長報告)</p>
議 長	<p>続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について</p> <p>加藤和江委員から11月19日の令和元年度女性の社会参画に関する懇談会の報告をお願いします。</p>
加藤和江委員	<p>— 報告 —</p>
議 長	<p>次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。</p>

事務局	<p>(3)事務局からの連絡事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業委員等の綱紀粛正について ② ほ場に堆積した稲わらの処分への支援について ③ 「令和元年度農地等の利用の最適化に関する意見」に係る回答について ④ 12月～1月の予定表 ⑤ 他市町村農業委員会だより等（千葉市、農政時流） ⑥ 農業委員会手帳
議 長	<p>その他についてご意見、ご質問等がございますか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>
議 長	<p>質問等はないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>なければ以上で全てを終了いたします。</p>
司会：主幹兼 振興係長	<p>それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。</p>
中野会長職務 代理者	<p>以上をもちまして、仙台市農業委員会第18回総会を閉会します。</p>
	<p>閉 会 (午後4時44分)</p>